



様式第9号（第6条関係）

指令 第 9 3 号
令和 8 年 3 月 24 日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮崎市江平東町 6 番地 1 3

氏名 株式会社山崎紙源センター

代表取締役 山崎 孝一 様

高鍋町長 黒木 敏之



令和 8 年 3 月 9 日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき次のとおり許可する。

| | |
|--------------------|--|
| 許可区分及び取り扱う一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物収集運搬 ①可燃ごみ ②不燃ごみ ③プラスチック製容器包装類 ④缶・ビン ⑤ペットボトル ⑥金属 ⑦衣類 ⑧粗大ごみ ⑨古紙類 |
| 許可番号 | 高鍋町環境許可第 7 号 |
| 許可区域 | 高鍋町内 |
| 許可年月日 | 令和8年4月1日 |
| 許可の有効期限 | 令和10年3月31日 |
| 使用許可車両 | 宮崎800す2433 宮崎800す3824 宮崎100す7527 宮崎100す7528 宮崎800す3534 宮崎100す8608 宮崎130さ5107 宮崎800さ8107 宮崎100す7529 宮崎800さ9691 宮崎800す4155 宮崎800と111 宮崎800さ8117 |
| 許可条件 | <ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に基づき収集運搬すること。・ 収集運搬にあたっては、防臭・清潔に努め、汚臭・汚水を発生させないこと。・ 搬入先は「西都児湯クリーンセンター」とし、搬入にあたっては係員の指示に従うこと。また、高鍋町の一般廃棄物に他市町村の一般廃棄物を混入させないこと。違反が判明次第、許可を取り消す。・ 申請事項に変更のある時は、変更申請を出すこと。・ 使用する車両には、この許可証の写しを常備しておくこと。また、「高鍋町一般廃棄物収集運搬業許可第 7 号」の表示及び社名を記入のこと。・ 搬入する際は、産業廃棄物を混入しないこと。・ 毎月の処理状況を、翌月の10日までに「一般廃棄物処理実績報告書（様式第16号）」により町長に報告すること。 |